

ふじみ野市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和4年4月1日

告示第128号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の三に定める地域生活支援拠点又は面的な体制を整備及び運営する事業（以下「地域生活支援拠点等事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、ふじみ野市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、業務を委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に在住する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に定める障害者をいい、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する支給決定を他市区町村から受けている者を除く。次条において「障害者」という。）とする。

(事業内容等)

第4条 地域生活支援拠点等事業の内容は、障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児（この項において「障害者等」という。）の高齢化、重度化及び親亡き後の生活を見据え、障害者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

- (1) 相談機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応機能 法第5条第8項に規定する短期入所事業所を提供する同法第36条第3項第2号に規定するサービス事業所等を活用した常時の緊急受入体制の確保及び緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能
- (3) 体験の機会・場の機能 法第5条第20項に規定する地域移行支援、親元からの自立等に当たり、法第5条第17項に規定する共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成の機能 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくりの機能 コーディネーターを配置し、地域の様々なニー

ズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

- 2 市は、地域生活支援拠点等として前項に規定する機能の全部又は一部を地域において担う事業（以下「拠点事業」という。）を実施する事業所を地域生活支援拠点等事業所として登録し、及び登録を促進することにより、各機能の充実を図るものとする。

（地域生活支援拠点等事業所の登録）

第5条 拠点事業を実施する事業所を市へ登録しようとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程に当該事業所を地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定し、地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の事業所は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
 - (1) 法第36条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定又は同法第38条第1項に基づく指定障害者支援施設の指定を受けていること。
 - (2) 児童福祉法第21条の5の15第1項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定又は当該事業所が同法第24条の9第1項に基づく指定障害児入所施設の指定を受けていること。
 - (3) 法第51条の20第1項に基づく指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第1項に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、地域生活支援拠点等事業所として登録を行い、地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により地域生活支援拠点等事業所の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、法人名、名称、所在地、連絡先及び実施する拠点事業の公表を行うものとする。

（変更等）

第6条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（廃止等）

第7条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときはその1月前までに、拠点事業を再開したときは再開後10日以内に地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（調査等）

第8条 市長は、登録事業者及び第2条の規定により業務の委託を受けた受託事

業者に対し、必要に応じて拠点事業等の運営状況に係る調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業者及び受託事業者に対し、拠点事業等の運営状況について随時報告を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による事業所の登録に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第5条関係）

地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

ふじみ野市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、拠点事業を行う事業所を登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	(フリガナ) 名称				
	主たる事業所の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		メールアドレス			
登録を行うおとす事業所	(フリガナ) 名称				
	事業所番号				
	事業所 (施設) の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		メールアドレス			
	地域生活支援拠点として担う機能 (該当するものを「○」で囲む。)	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり			

※ 関係書類として、「運営規程の変更届出書 (受付印のあるもの) の写し」及び「変更後の運営規程」を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

地域生活支援拠点等事業所登録通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長

回

年 月 日付けで申請のあったふじみ野市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第3項の規定に基づく事業所の登録について、次のとおり登録したので通知します。

(フリガナ) 名称			
事業所登録番号			
事業所（施設） の所在地	(〒 -)		
連絡先	電話番号		F A X 番号
	メールアドレス		
地域生活支援拠点等として担う 機能	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり		
開始予定年月日	年 月 日		

様式第3号（第6条関係）

地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

ふじみ野市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定に基づき、拠点事業を行う事業所の登録内容に変更が生じたため、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

申請者 (設置者)	(フリガナ) 名称				
	主たる事業所の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
変更後の 内容	(フリガナ) 名称				
	事業所番号				
	事業所(施設)の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			
	地域生活支援拠点等として担う機能	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	変更予定年月日	年 月 日			

※ 変更部分が変わる書類を添付してください。

様式第4号（第7条関係）

地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

ふじみ野市地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条の規定に基づき、次の事業所について、拠点事業を 廃止・休止・再開 したいので、次のとおり届け出ます。

申請者 (設置者)	(フリガナ) 名称				
	主たる事業所の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
廃止・休止・再開の内容	(フリガナ) 名称				
	事業所番号				
	事業所(施設)の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メールアドレス			
	地域生活支援拠点等として担う機能(再開時のみ記入)	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
廃止・休止・再開年月日	年 月 日				

